

南越清掃組合 一般廃棄物処理基本計画【概要版】

I 基本的事項

1) 計画の位置づけ

南越清掃組合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、越前市、南越前町、池田町を対象地域とした「一般廃棄物処理基本計画（平成28年3月）」を策定し、ごみ処理事業に取り組んでいます。今回、その計画期間が令和2年度に終了することから、国の「第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年度）」や各種リサイクル法、構成市町の各種計画に基づき、一般廃棄物処理基本計画（以下、「本計画」という。）を改定します（図1）。

2) 計画の対象地域

本計画の計画対象地域は、越前市、南越前町、池田町の全地域とします。

3) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度を初年度とし、令和12年度を最終目標年度とした、10年間の計画とします。中間目標年度である令和7年度に見直しを行います（図1）。

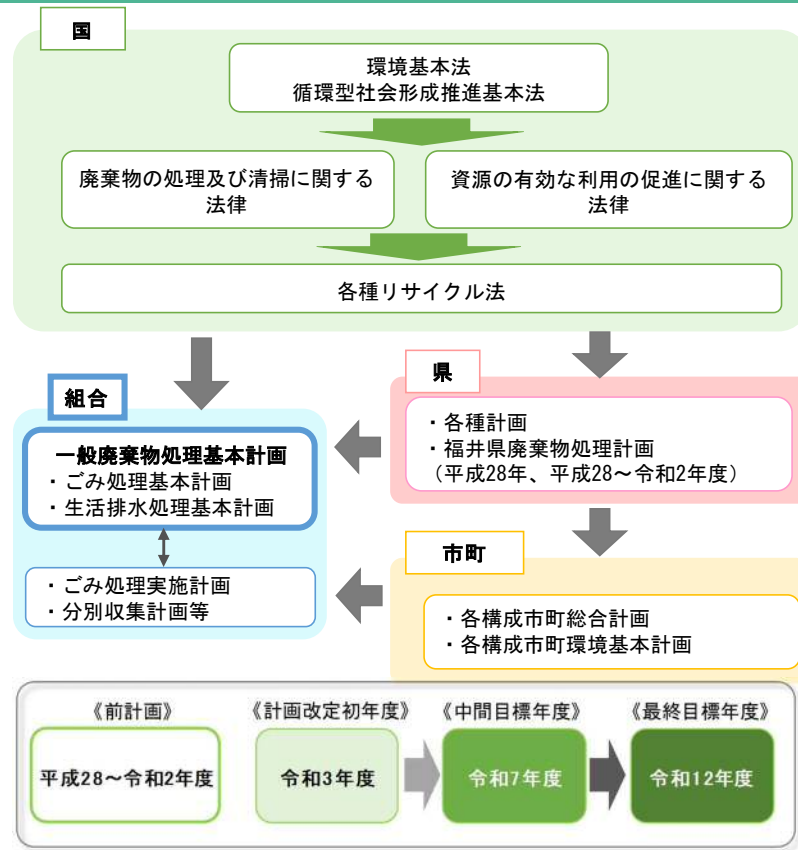


図1 計画の概要

II ごみ処理基本計画

1 ごみ処理・処分の流れ

本組合では、現在、第1清掃センター（新ごみ処理施設）及び第2清掃センター（粗大ごみ処理施設、プラスチック圧縮減容施設）において中間処理を行い、第2清掃センター管理型埋立処分施設において最終処分を行っています。

令和3年1月には、新ごみ処理施設が稼働し、令和5年4月には、新たな金属類・電気製品の回収拠点として、ストックヤードの供用を予定しています（図2）。

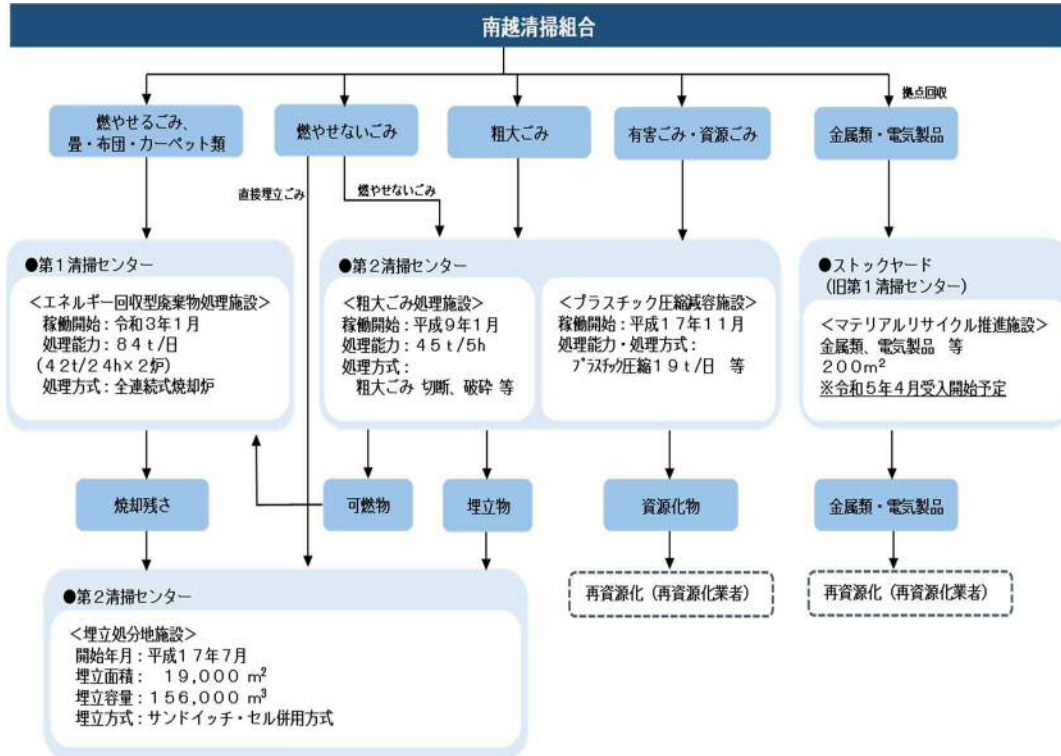


図2 ごみ処理・処分の流れ

2 ごみ処理の現況

1) ごみ排出量の推移

a. ごみ総排出量

平成27年度の28,163tから1,005t増加し、令和元年度は29,168tでした（図3）。

b. 家庭系ごみ排出量

平成27年度の19,495tから約323t増加し、令和元年度は19,818tでした（図3）。

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、平成27年度の548g/人・日から20g増加し、令和元年度は568g/人・日でした。また、資源ごみを除く排出量は、令和元年度で494g/人・日でした（図4）。

c. 事業系ごみ排出量

平成27年度の8,668tから約682t増加し、令和元年度は9,350tでした（図3）。

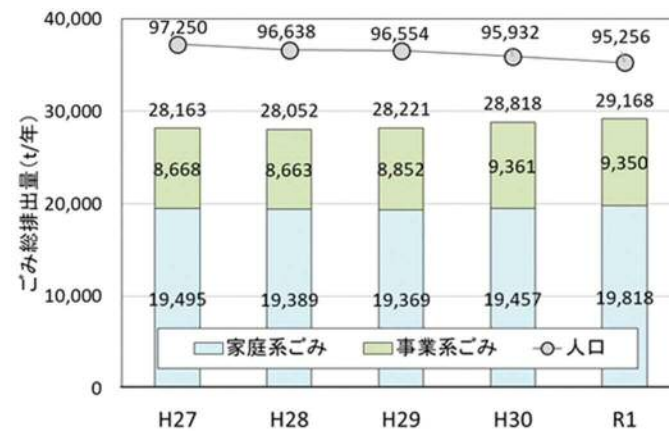


図3 ごみ排出量の推移
（平成27年度～令和元年度）

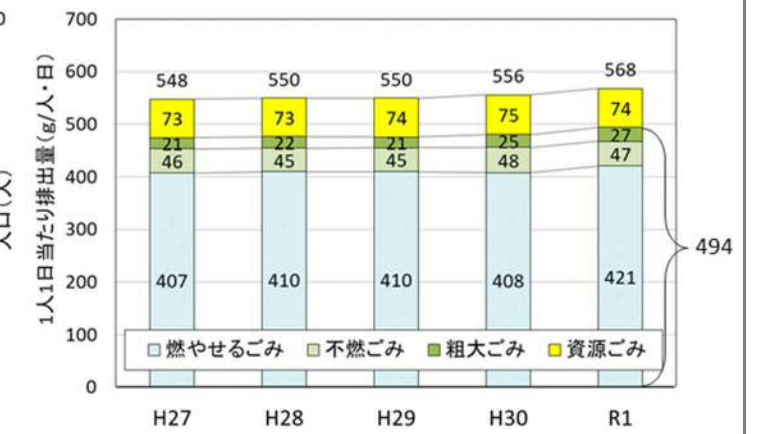
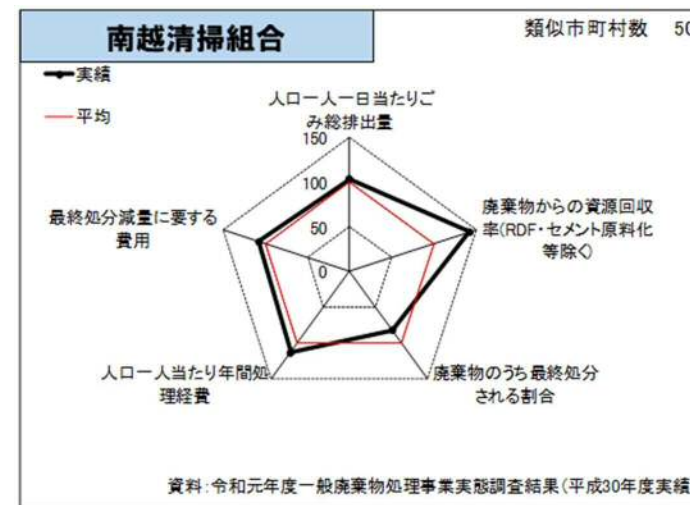


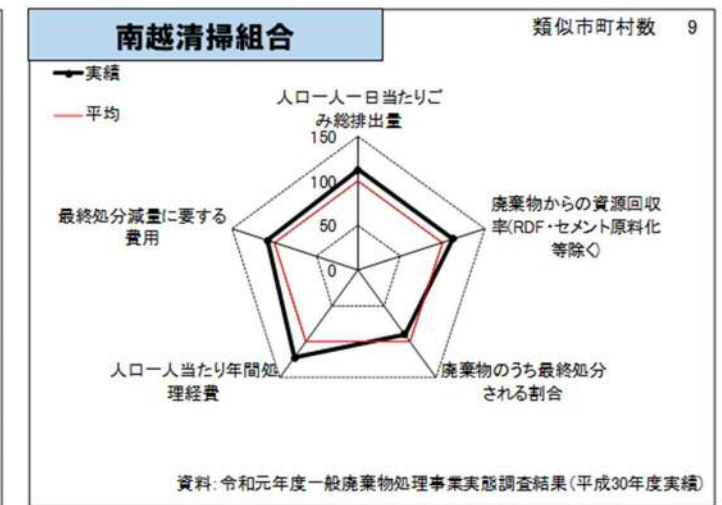
図4 家庭系ごみ1人1日当たり排出量の推移
（平成27年度～令和元年度）

2) 県内及び全国の同規模自治体との数値比較による目標達成状況の評価

環境省の「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を用い、ごみ排出量やリサイクル率等の各指標について類似自治体（全国・県内）と比較・評価したところ、「人口1人1日当たりごみ総排出量」、「人口1人当たり年間処理経費」、「廃棄物からの資源回収率」など多くの指標について平均よりも優れており、ごみ処理状況は良好であるといえます。（図5）。



全国類似自治体との比較



福井県内（9市）との比較

図5 ごみ処理状況の評価（南越清掃組合）

3 ごみ処理基本計画の基本方針

本組合では、以下の3つの基本方針を掲げ、各施策を実施します。

基本方針1 住民・事業者との協働による地域の3Rの推進

3Rの推進に向け、住民の視点としては、一人ひとりがライフスタイルの中で「ごみを出さない・つぐらない」ことを意識し行動に移すことが、事業者の視点としては、「原材料を無駄なく使うことや、食品ロスを削減する仕組みづくり」などが重要となります。

そこで、本計画では、構成市町と本組合で協働し、住民・事業者との役割分担を明確にするともに、分別収集や資源の回収場所など多様な資源循環システムをわかりやすく示すことで地域の3R（Reduce：リデュース、Reuse：リユース、Recycle：リサイクル）をより一層推進します。

基本方針2 周辺環境を保全し、地球温暖化防止に貢献

令和3年1月に稼働した新ごみ処理施設では、ごみを安全かつ適正に処理するとともに、法令より厳しい公害防止基準を定めるなど、より一層周辺環境を保全するとともに、高効率のエネルギー回収型廃棄物処理施設として整備することで、温室効果ガスである二酸化炭素（CO₂）排出量を削減し、低炭素なまちづくりと地球温暖化防止を推進します。

基本方針3 持続可能な地域社会に貢献する施設運営の推進

国連の持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）の理念や考え方を踏まえ、適正な処理処分を行い埋立処分量の削減を図るとともに、地域の循環型社会形成の情報発信及び環境教育の拠点となることで、持続可能な地域社会に貢献する施設運営を推進します。



4 ごみ減量化の数値目標及び目標達成後の将来予測

本計画の数値目標は、家庭系ごみ、事業系ごみそれぞれの排出状況を考慮して設定しました（図6）。

現状のまま推移すると、家庭系・事業系ともに増加する見込みとなっていますが、各種施策の推進により、減量目標を達成し、最終目標年度の令和12年度には、家庭系ごみ1人1日当たり平均排出量^{※1}（本計画より資源ごみを除く指標に変更）は494g/人・日、事業系ごみ年間排出量は9,350t/年とします。

この目標の達成に向け、構成市町と連携を図り、施策を推進します。

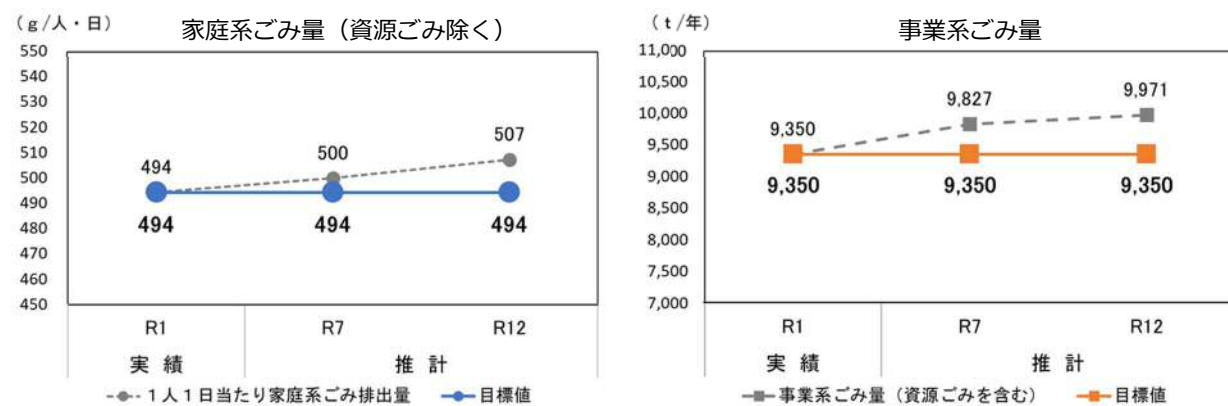


図6 数値目標の設定

※1 家庭系ごみの減量化の目標設定については、リサイクルを行う資源ごみの量を除くごみの排出量を基に算定する。
 ※2 本リサイクル率は、材料リサイクル（マテリアルリサイクル）、ケミカル（化学的）リサイクル、サーマルリサイクル（熱回収）を含めて算定する。

5 循環型社会地域マップ

近年、従来の集団回収の形式にとられない民間の資源ごみステーションなどが本圏域でも充実してきています。本組合では、各構成市町の資源ごみステーションの位置をマップ化した「循環型社会地域マップ」を作成し、本圏域全体の循環型社会の推進に貢献します（図7）。



各拠点（マップ番号に対応）で回収している資源物
民間の回収拠点（抜粋）

No.	店舗名	地区	容	対象資源物
1	アル・プラザ武生店	東	容	PET びん
2	武生薬市	国高	容	電
3	ハーツだけふ店	吉野	容	PET
4	ショッピングセンター シビイ	西	容	電
5	アルビス稲荷店	国高	容	PET

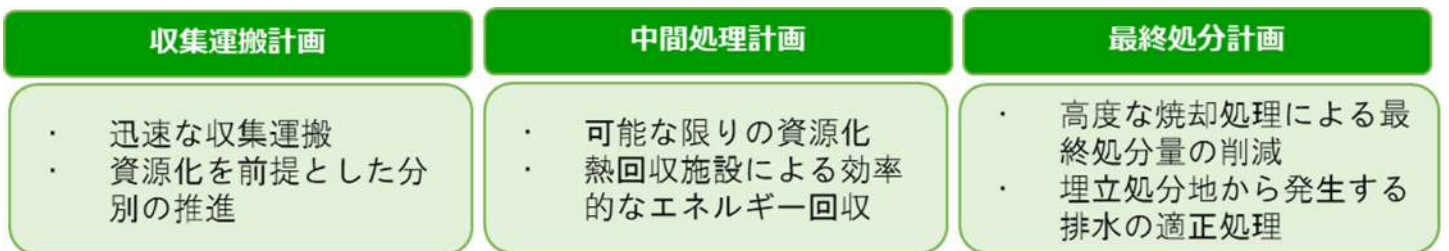
公共の回収拠点（抜粋）

No.	店舗名	対象資源物
1	武生東公民館	電
2	武生西公民館	電
3	武生南公民館	電
4	神山公民館	電
5	吉野公民館	電

資源回収拠点
（●：民間、●：公共施設）

図7 循環型社会地域マップのイメージ

6 ごみ処理基本計画



III 生活排水処理基本計画

1 生活排水処理の現況

生活排水処理計画は、現在、南越清掃組合のし尿処理施設で汚泥の中間処理を行っている越前市及び南越前町を対象とします。1市1町の令和元年度の公共下水道人口は約63.3%、生活排水処理率は、86.8%であり、いずれも年々増加しています。

2 し尿・浄化槽汚泥量

し尿量は減少傾向、浄化槽汚泥処理量は概ね横ばい傾向にあり、令和元年度の年間処理量は、し尿2,081kL/年、浄化槽汚泥16,243kL/年となっています。

3 生活排水処理基本計画の基本方針

基本方針1 し尿及び浄化槽汚泥の適切な処理

越前市及び南越前町のし尿及び浄化槽汚泥・農業集落排水汚泥等については、許可業者が適切に本組合に搬入し、し尿処理施設において適切な処理を行い、快適な生活環境の確保に努めます。

なお、令和6年度以降のし尿及び浄化槽汚泥の処理については、家久浄化センターによる共同処理に変更し、適切な処理に努めます。

基本方針2 公共下水道、合併処理浄化槽等の普及による豊かな水環境の保全

本圏域には、地域に応じ、公共下水道、農業（林業）集落排水、合併処理浄化槽等、多様な生活排水処理施設が整備されています。これらの施設を適正に管理することで、地域事情に応じた生活排水処理を推進するものとします。

また、住民に対し、生活雑排水対策の重要性を示すことにより、公共下水道整備区域における接続率の向上や、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替え、県と連携による浄化槽の適切な維持・管理を推進することとします。